

富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金交付要綱

平成 17 年 4 月 1 日

商工労働部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する者をいう。

2 この要綱において「退職金共済契約」とは、法第 2 条第 3 項に規定する退職金共済契約又は所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 73 条第 1 項に規定する特定退職金共済団体との間に締結した退職金共済契約をいう。

3 この要綱において「被共済者」とは、退職金共済契約により退職金又は退職給付金の支給を受けるべき者をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、中小企業に働く従業員の福祉向上と雇用の安定を図るため、中小企業者が退職金共済契約の掛金年額を納付した場合に、その掛金に対し補助金を交付する。

(交付対象者)

第 4 条 補助金の交付対象者は、市内に事業所を有する中小企業者で、新規に退職金共済契約を締結したものとする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、被共済者ごとの掛金年額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額とする。ただし、被共済者 1 人の掛金年額に対する補助金の額は、12,000 円を限度とする。

2 前項の補助金の交付は、1 回限りとする。

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、退職金共済契約の掛金年額を納付した日の属する月の翌月の初日から起算して 6 月以内に、富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類（市長が交付対象者が退職金共済契約の掛金年額を納付したことを把握している場合にあっては、第 2 号に掲げるものを除く。）を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 個人別掛金内訳書（様式第 2 号）

(2) 掛金年額を納付したことを証する書類

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定等の通知)

第7条 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第5条第1項及び第13条の規定による通知は、富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金交付要綱(昭和58年富山市告示第48号)、大沢野町中小企業退職金共済制度掛金補助金交付要綱(平成14年大沢野町告示第4号)、八尾町中小企業退職金共済制度掛金補助金交付要綱(昭和57年八尾町告示第60号)、大山町商工業振興条例(平成2年大山町条例第15号)、大山町商工業振興条例施行規則(平成2年大山町規則第8号)、婦中町商工業振興条例(平成10年条例第9号)又は婦中町商工業振興条例施行規則(平成10年規則第9号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月5日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）富山市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

契約者番号

〔担当者名 〕

TEL

（ 中小企業退職金共済契約 ・ 特定退職金共済制度 ） に新規に加入しましたので、富山市補助金等交付規則第4条第1項及び第19条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を受けたいので、関係資料を添えて申請いたします。

なお、この申請は当事業所が初めて締結した退職金共済契約にかかるものであることを確認しております。

交付申請額	円
交付適用期間	自 年 月 日から 至 年 月 日まで

申請内訳書

（1）会社概要

資本の額又は出資の総額	円
常時雇用している従業員数	人
主たる事業	

（2）個人別掛金内訳

氏名	掛金年額 (円)	補助率 (%)	補助対象額 (円)	補助限度額 (円)	補助金額 (円)
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		20		12,000	
		対象人員	人	補助金合計額	円

様式第3号（第7条関係）

富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

富山市長 印

年 月 日付けで申請のありました富山市中小企業退職金共済契約掛金補助金については、富山市補助金等交付規則第5条第1項、第13条及び第19条の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて補助金額を確定しましたので通知します。

記

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |